

# 令和7年 クオリティライフ 秋号 いちかわ

9月発行

市川市消費生活センター  
TEL:047-712-8629

## 目次

- P. 1 怪しい通販サイトにご注意ください!
- P. 2 広がるキャッシュレス決済
- P. 3 確実に儲けが出るという話には注意して
- P. 4 無料体験と思ったら・・・?  
「セルフホワイトニング」の契約トラブル

弁護士による無料の多重債務相談を行っています。(要予約)

☆消費生活センター  
047-712-8629

## 怪しい通販サイトにご注意ください!

ブランド品や入手困難な米などが安く買えるなど、通販サイトを見て注文し、代金を支払ったのに商品が届かないなどの相談が寄せられています。

通販サイトを利用する場合には、次のような表示に気をつけましょう。

- ① 市場で希少な商品が入手可能。
- ② 米やブランド品が不自然に安い。
- ③ サイト内の日本語表記が不自然。
- ④ 支払方法が限定されている。振込先の銀行口座が個人名義。
- ⑤ キャンセル、返品、返金ルールに記載がない。
- ⑥ 事業者の名称、住所、電話番号が明記されていない。
- ⑦ 事業者情報をインターネット検索で調べると、無関係の事業者情報など、嘘の情報が記載されている。
- ⑧ 問合せ先のメールアドレスがフリーメール。
- ⑨ 問合せ先の電話番号が通じない。



画像は国民生活センターより

### ひとつこと助言

- ・被害にあった場合は、すぐにクレジットカード会社、振込先銀行に相談しましょう。併せて最寄りの警察に被害を届け出ましょう。
- ・海外事業者とのトラブルについては国民生活センター越境消費者センターでも相談を受け付けています。

「見守り新鮮情報」(25/7/3) 国民生活センター等を参照

# 広がるキャッシュレス決済

## キャッシュレス決済の広がり

最近街中の店頭やネット通販の支払時に、キャッシュレス決済を利用する機会が増えてきました。きっかけは 2019 年に政府が打ち出したキャッシュレス推進政策です。消費者へのポイント還元事業や、キャッシュレス決済に対応する事業者への支援が積極的に行われ、政府が後押ししました。経済産業省によると、消費者が年間に支払った金額のうちキャッシュレス決済で支払われた比率を示す「キャッシュレス決済比率」は 39.3%（2023 年）で、10 年で 2 倍以上に増えました。以前はキャッシュレス決済で支払えなかった公共料金や税金等の支払いも、今では対応しています。2023 年からは賃金の一部（最大 100 万円）をキャッシュレス決済で支払う「賃金のデジタル払い」も可能になりました。賃金を支払う事業者がデジタル払いに対応する必要がありますが、賃金の一部をデジタル（電子マネー）で受け取り、そのまま買物の支払いに利用することが現実に行えるようになったのです。

## カードからスマホへ 変わるキャッシュレス決済

以前はカードタイプのクレジットカードや電子マネーが中心でしたが、最近はスマホアプリで支払うスマホ決済が増え、多様化が進んでいます。スマホ決済は様々ありますが、代表的なものに二次元バーコードを使って支払うコード決済、スマホを店舗の機械にかざして支払うタッチ決済などがあります。

## 種類を増やしすぎないように注意

キャッシュレス決済の多様化に伴い、何種類ものカードやスマホ決済を用途で使い分ける人も増えました。適切に使い分けができれば問題ありませんが、種類を増やしすぎると管理が甘くなりがちです。気づかないうちに第三者に悪用されてしまうようなことにもなりかねませんので、キャッシュレス決済は自分の消費スタイルに合ったものを 2, 3 種類程度に絞って利用することが望ましいでしょう。

## ID・パスワードはしっかり管理 怪しいメールは無視して開かない

スマホ決済の設定やカードのウェブ明細閲覧など、ID・パスワードで認証する機会が増えています。ID・パスワードは他人に知られないようしっかり管理しましょう。また、最近はワンタイムパスワードや生体認証（指紋や顔など）も普及しています。新しい認証方式は安全性を高める効果が大いいため、積極的に利用していくことが望まれます。

フィッシング詐欺による被害も増えており注意が必要です。クレジット会社や宅配業者等からのお知らせのふりをして、「支払いが停止されている」「不在配達」などのメールで消費者を巧みに偽サイトに導いて、ID・パスワードなどを盗み取る悪質な犯罪です。そのような怪しいメールは無視して開かない、削除する、開いてもリンクや URL をクリックやタップしない注意が必要です。

もし偽サイトにクレジットカード番号を入力した場合には、クレジットカード会社のカスタマーセンター等に連絡して、クレジットカードの停止やクレジットカードの再発行が有効です。

# 確実に儲けが出るという話には 注意して

確実に儲かるという「投資」に関する消費者トラブルが年齢を問わず続いています。

インターネットで検索したサイトがきっかけだったり、動画アプリの広告や SNS で勧誘されたり、マッチングアプリで出会った相手から勧められたという例もあります。

金融商品取引法に基づく登録の無い海外の業者などと取引し、利益が出たのでお金を引き出そうとしたができないという詐欺的なトラブル、若者がセミナーや SNS などを通して今なら確実に利益が出ると勧誘され、「お金がない」と断ってもサラ金からの借金を勧められたり、遠隔アプリを悪用して借金をさせるという悪質なケースもあります。

簡単に儲かる話はありません！！SNS でつながっているだけの相手との取引は避けましょう。説明を鵜呑みにせず、利益が出る仕組みを理解できない場合は手を出さない、金融商品取引業の登録を受けている業者なのかどうかの確認も必要です。登録があるかどうかは金融庁のホームページで確認できます。



画像は国民生活センターより

## 事例 1

SNS がきっかけで投資グループに参加をした。暗号資産（仮想通貨）に興味があり、実際に利益が出た画面も見せられすっかり信用してしまった。紹介されたアプリを入れ、アドバイスを受け、最初は 1 万円から始めた。アプリ上は順調に儲けが出ていたので追加で投資した。相手に出金したいと連絡したが、保証金が必要と言われて出金できない。

## 事例 2

老後の資金を増やそうとネットで調べているうちに、SNS で投資グループに招待された。海外 FX の取引で儲かったというグループ内での成功談を聞いた。アドバイスに従い指示されたサイトで海外の FX の口座を開きお金を振り込んだ。初めは 10 万円で利益が倍になったので 50 万円に増やし、最終的には計 600 万円を払った。今までは出金できていたが、2 週間前から出金できない状態となり、FX の業者やグループのメンバーとも連絡が取れない。

